## はじめに

本資料は、日本の金融市場の動向を理解するための一助となるよう、日本の「出入金」「決済」「資産運用」「保険」「融資」やその他横断的なテーマについて、関連する法令改正をはじめとした近年の主な動きを整理したものです。

東京金融賞(金融イノベーション部門)において、本資料に記載されている内容に即した応募を推奨する、あるいはそれら応募を審査の際に特別に高く評価することはありません。

### 目次

#### 出入金

- 1. 全銀システムの資金移動業者への開放
- 2. 銀行間の送金手数料引き下げ
- 3. 100万円を超える高額送金の認可

#### 決済

- 1. QRコード決済の統一規格「JPQR」の推進
- 2. クレジットカード番号等の適切管理の義務化
- 3. 資金移動業者等との口座連携に関するガイドラインの策定
- 4. 暗号資産に関する投資家・利用者保護やルール明確化のための制度整備

#### 資産運用

- 1. セキュリティトークンの法的根拠に基づく取引開始
- 2. NISA(少額投資非課税制度(日本版ISA))の改正

#### 保険

- 1. 健康増進型保険の供給拡大
- 2. テレマティクス保険の供給拡大

#### 融資

- 1. ソーシャルレンディングの拡大とトラブル
- 2. AIスコアリングを活用した金融商品の供給拡大

#### その他(金融サービス全般)

- 1. 金融サービス仲介業の創設
- 2. FATFによる第4次対日相互審査
- 3. 保険会社及び銀行による他業種への出資規制の緩和
- 4. 「規制のサンドボックス制度」創設

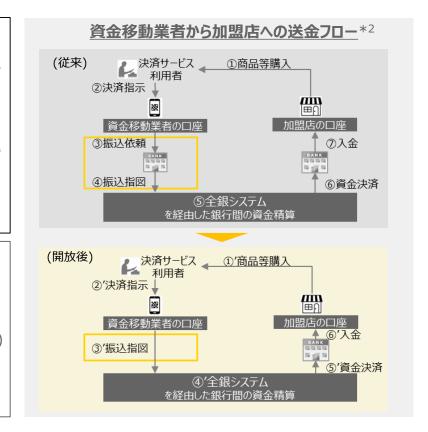
### 出入金 1.全銀システムの資金移動業者への開放

▶ 全国銀行協会は、2022年度中に全銀システムへの参加資格を資金移動業者に拡大する方針を発表

#### 概要

- ▶ 全国銀行協会は、2022年度中を目途に、全銀システム(異なる金融機関間の振込を中継する資金決済システム)をスマートフォンを使った送金サービスを手掛ける資金移動業者に開放する方針を発表\*1 (従来、預金を取り扱う金融機関の参加を限定していた)
- ▶ 全銀システムの特徴
  - 1,000を超える国内におけるほぼ全ての預金取扱金融機関が参加しているネットワーク性を有する
  - 1973 年の稼動開始以来、運用時間中にオンライン取引を停止したことがない高い安全性・信頼性を有する

- ▶ 資金移動業者は、決済サービス利用者の購入代金を加盟店の口座に送金する場合:
  - ・ 従来は、銀行に振込指図を依頼する為の手数料を払う必要がある(③④)
  - 今後は、銀行を経由せずとも全銀システムに振込指図が可能となる(③')



<sup>\*1</sup>全国銀行資金決済ネットワーク,次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース報告書,2021年5月17日閲覧

<sup>\*2</sup> 公正取引委員会, OR コード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書, 2021年5月17日閲覧

## 出入金 2.銀行間の送金手数料引き下げ

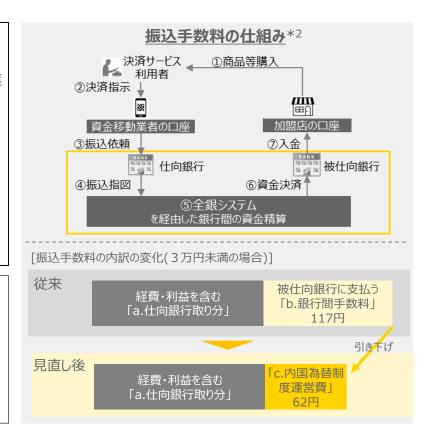
全国銀行資金決済ネットワークは、2021年10月1日から、従来の「銀行間手数料」の代わりに「内国為替制度運営費」を創設し、 一律62円に引き下げると発表

#### 概要

- ▶ 現在、1件あたりの銀行間決済時に、「a.仕向銀行の取り分」に加え、被仕 向銀行に支払う「b.銀行間手数料」を合わせた「振込手数料」を資金移動業 者に請求
- ▶ 全国銀行資金決済ネットワークは、2021年10月1日から、従来の「b.銀行間手数料」の代わりに「c.内国為替制度運営費」を創設\*1
  - 銀行間決済時に、仕向銀行が運営費(経費・利益等)として一律62円を被付向銀行に払う

(従来の「b.銀行間手数料」の場合、送金額3万円未満は117円、3万円以上は162円を払う)

- ▶ 被仕向銀行が受取人口座への入金等の為替処理を行うために必要となる費用等を適切に反映した、合理的な水準への引き下げを目的とする
  - 決済1件当たりに生じる仕向銀行負担経費と被仕向銀行負担経費を合 算した費用は、平均数円程度のみ



<sup>\*1</sup>全国銀行資金決済ネットワーク,為替取引に係る銀行間手数料の見直しについて,2021年5月17日閲覧

<sup>\*2</sup> 公正取引委員会, OR コード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書, 2021年5月17日閲覧

### 出入金 3.100万円を超える高額送金の認可

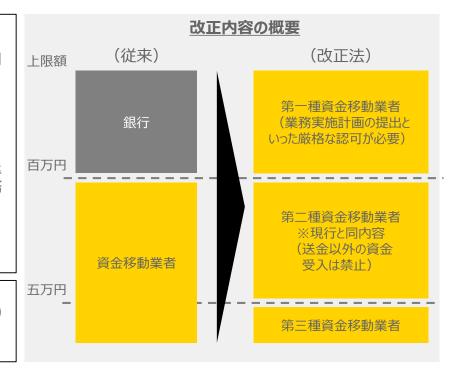
- 2020年6月、「資金決済法」の改正により、資金移動業者による100万円を超える高額送金が認可
- ▶ 高額送金を行う法人向け送金サービスに資金移動業者が参入可能となる

### 概要

- ▶ 2020年6月の「資金決済法」の改正に基づく規制緩和により、100万円 を超える高額送金が2021年5月1日より可能になる\*1\*2
- ▶ 100万円以上の送金手続きを一部資金移動業者に認める
  - 事業者は送金額に応じて(1)5万円以下(2)100万円以下(3)100 万円超の3つに分けて認可・登録される\*1
- ▶ 100万円以上の送金には滞留規制が盛り込まれ、5万円以下の少額送金の場合、事業者が利用者から預かったお金と同じ金額を準備する義務が免除される(供託義務の免除)\*1
  - ⇒低コストで利便性の高い送金サービスの提供を促進する狙い

背景

▶ もともと資金移動業者による送金サービスは100万円が限度であり、100 万円以上の送金は銀行振込のみ対応可能



<sup>\*1</sup> 金融庁, 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律

<sup>\*2</sup> 金融庁, 「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果等について

# 決済 1.QRコード決済の統一規格"JPQR"の推進

- ▶ 近年日本では、QRコード決済市場が急拡大する中、QRコード決済の規格の乱立が起こっているため、導入店舗や消費者に混乱が 生じることが懸念されている
- ▶ このような混乱を解消・防止するため、一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、2019年にQRコード決済の統一規格である「JPQR」を策定し、総務省や経済産業省と連携して普及活動を推進している

概要

- ▶ 一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、QRコード決済 の技術的な統一仕様の確立に取り組み、2019年3月以降、 各種ガイドラインを策定し、総務省や経済産業省と連携して 普及活動を推進している\*1
- ▶ 同規格には、日本で最も利用されているQRコード決済サービスの上位6サービスのほか、中国の決済事業者の決済サービスも参加している\*2
- ▶ 2021年3月までに、全国約12,000の店舗・団体が導入している\*1

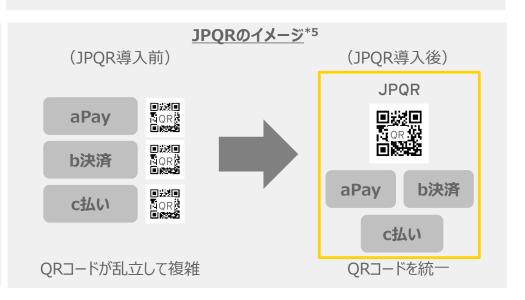
#### 日本のキャッシュレス支払い額における各決済方法の比率の推移 \*4

	2018	2019
クレジット	90.9%	89.6%
デビット	1.83%	2.09%
電子マネー	7.47%	7.09%
QR⊐−ド	0.21%	1.16%

QRコード決済の利用金額(クレジットカード利用分及びクレジットカードチャージ分等を除く)は、2018年から2019年にかけて、**約6倍**に伸びた。\*4

背景

- ▶ 日本では、国際ブランドのクレジット/デビット/プリペイドカードに おいて「マルチアクワイアリング方式」が主流のため、複数のロー カルブランドが乱立している\*3
- ▶ QRコード決済市場においても、近年の市場急拡大\*4に伴い、 店舗において利用可能な決済サービスのブランドが多く、サー ビスを導入する店舗と消費者の双方に混乱が生じることが懸 念されたため、統一規格の策定が求められた



- \*1 一般社団法人キャッシュレス推進協議会, JPQRについて, 2021年6月15日閲覧
- \*2 インフキュリオン, 日本のキャッシュレス決済の状況 ~決済動向調査2020~, 2020年6月11日
- \*3 経済産業省, キャッシュレス・ビジョン, 2018年4月
- \*4 経済産業省, 第一回の議論の振り返り、日本のキャッシュレス決済比率、決済事業者及び国の開示の在り方について, 2020年6月23日

\*5 総務省, 令和2年 情報通信白書, 2020年12月

### 決済 2.クレジットカード番号等の適切管理の義務化

- ▶ 2018年6月に改正割賦販売法が施行され、クレジットカードを取り扱う加盟店において、「クレジットカード番号などの適切な管理」や 「クレジットカード番号の不正利用の防止」を講じることが義務付けられた
- また、2021年4月の改正により、決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者についても、クレジットカード番号 等の適切管理を義務化した

- ▶ 2018年6月から、クレジットカードを取り扱う加盟店に対し、カード情報の非 保持化或いはPCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) への準拠、そしてICカード対応端末の設置などが義務付けられ
- ▶ 2020年6月より、クレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象 が拡大された\*1

#### ▶ 旧法では、決済代行業者やコード決済事業者、ECモール事業者な どについては、現実に大量のクレジットカード番号等を取り扱っている 場合であっても、原則としてクレジットカード番号等の適切管理義務 の対象外とされていた

▶ これに対し、改正法では、クレジットカード情報の保護の実効性を高 める観点から、決済代行業者、コード決済事業者、ECモール事業 者、決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取り扱いを 受託する事業者等についてもクレジットカード番号など取扱業者とし て位置づけ、クレジットカード番号などの適切管理を義務づけている

背景

概要

▶ 近年のキャッシュレス決済システムの進展により、クレジットカードを取り扱う加 盟店・決済代行業者、ORコード等決済事業者・ECモール事業者等の参入 が増えている

- ▶ これらの事業者は、前払い・即時払い・後払いの決済方法を併存的に提供 する形態が増えており、端末機やサイトに不正アクセスされると、チャージ残高 の制約がないクレジット決済の被害が最も大きくなる可能性がある\*2
- ▶ これらの事業者に対する不正アクセス等により、大規模なカード番号の情報 漏えい、不下利用事故が複数発生した\*2

#### クレジットカード番号などの適切な管理義務の主体\*3

- クレジットカード等購入あつせん業者(第1号)
- クレジットカード等購入あつせん関係販売業者またはクレジット カード等購入あつせん関係役務提供事業者(第2号)
- 立替払取次業者(第3号)
- 立替払取次業者のために、加盟店に対して、立替金の交付を 行う事業者(第4号)
- 利用者から提供を受けたクレジットカード番号等を用いて、次 回以降、当該クレジットカード番号等を入力することなく、商品 購入等を行うことができるサービスを提供する事業者(第5
- 第5号の事業者が提供する決済サービスについてクレジット カード番号等の管理を受託する事業者(第6号)
- 後払い決済において立替払取次業者にクレジットカード番号 等を提供する事業者(第7号)

<sup>\*1</sup> 経済産業省, 割賦販売法(後払い分野)の概要・FAQ

<sup>\*2</sup> 独立行政法人 国民生活センター, 決済テクノロジーの進化による割賦販売法改正と今後の課題

<sup>\*3</sup> e-GOV法令検索, 割賦販売法

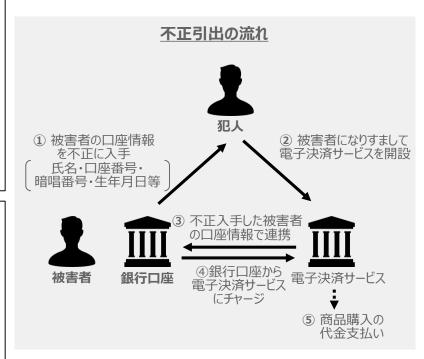
### 決済 3.資金移動業者等との口座連携に関するガイドラインの策定

▶ 電子決済サービスを使った銀行預金の不正引き出しの多発を受けて、全国銀行協会は2020年11月に「資金移動業者等との口座 連携に関するガイドライン」を策定し、銀行や資金移動業者等に対して、セキュリティ体制の強化を求めている

#### 概要

- ▶ 全国銀行協会は、2020年11月、各銀行が資金移動業者等と連携して 決済サービスを提供するに際しての考え方・例示等を取りまとめた「資金移 動業者等との口座連携に関するガイドライン」\*1を公表した
- ▶ 当該ガイドラインでは銀行に対し、資金移動業者等と協力し、1.セキュリティの適格性審査、2.サービス利用者が銀行口座と決済サービスを連携させる際の多要素認証(インターネット・バンキングのログインパスワード等に加え、ワンタイムパスワード等の複数の要素による認証手段を組み合わせることによる堅牢な認証手続き)、3.不正検知のモニタリング態勢構築、4.被害者対応・保証に関する事前取り決め、5.不正利用発生時の初動対応に関する事前取り決めなどを行うことを求めている

- ▶ 2020年9月、大手通信業者A社の電子マネー決済サービスを通じ、複数の銀行において不正引き出しが多発\*2 し、被害件数は11行127件、総額2,850万円(同年10月時点)に及んだ
- ▶ その他の電子決済サービスにおいても同様の被害は確認されており、A社のサービスを含む計7社のサービスと連携するB銀行の口座からは、合わせて136件、総額2150万円(同年9月時点)の被害が確認されている
- ► これら一連の不正引き出し問題は、電子決済サービスと銀行口座の連携 における銀行と資金移動業者のセキュリティ体制が不十分であることを明る みにした



<sup>\*1</sup> 全国銀行協会, 資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン, 2020年11月30日

<sup>\*2</sup> 金融庁、スマホ決済等のサービスを利用した不正出金に関する注意喚起、2020年9月8日

### 決済 4.暗号資産に関する投資家・利用者保護やルール明確化のための制度整備

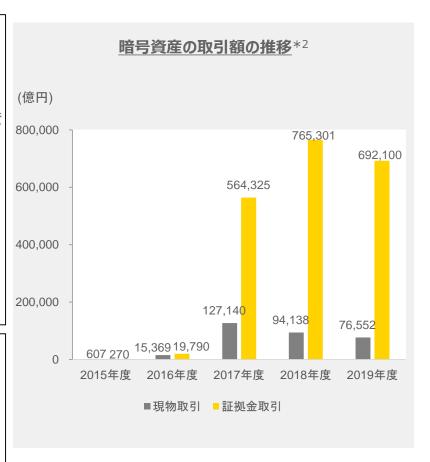
▶ 日本では、暗号資産交換業務を行う事業者は、資金決済法上の登録を受ける必要があり、同法の改正により、2020年5月から、暗号資産管理業務においても登録制の導入、本人確認や分別管理などの規制が課された。また、暗号資産交換業において、利用者から預かった金銭の信託義務など、利用者財産の保全義務が強化された

### 概要

- ▶ 2019年5月に改正された資金決済法が2020年5月1日に施行された。これにより、以下の内容が定められた\*1
- 暗号資産の定義:国際的な動向を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通 貨」から「暗号資産」に変更
- 暗号資産管理業務に対する規制強化:暗号資産交換業者としての登録義務化、顧客の本人確認の義務化
- 業務内容の変更届出:交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前 届出とし、問題がないかチェックする仕組みを整備
- 広告・勧誘規制:交換業者による虚偽表示・誇大広告や、投機を助 長するような広告・勧誘の禁止
- 分別管理:交換業者に対し、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法 (コールドウォレット等)で管理することを義務付け
- 暗号資産の優先弁済権:交換業者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定を整備

#### 背黒

- ▶ 暗号資産は取引が拡大する中で、以下のような問題が指摘されている\*1
  - 顧客の暗号資産の流出事案が発生
  - 暗号資産が投機対象化
  - 事業規模の急拡大の一方で、交換業者の態勢整備が不十分
  - マネーロンダリングに利用されやすい



<sup>\*1</sup> 金融庁, 暗号資産(仮想通貨)に関連する制度整備について, 2021年4月7日

<sup>\*2</sup> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会,暗号資産取引についての年間報告(2019年度),2020年11月20日

### 資産運用 1.セキュリティトークンの法的根拠に基づく取引開始

- ▶ 2020年5月の金融商品取引法の改正により、セキュリティトークンの法的定義が明文化され、セキュリティトークンの取引に対する規制が定められたことで、投資家及び発行体は法的根拠に基づいてセキュリティトークン取引が可能となった
- ▶ セキュリティトークンは、どの有価証券に分類されるかで開示の負担が大きく変わるため、発行及び取引の際は、その商品性を十分に考慮する必要がある

#### ▶ 2019年5月に改正された金融商品取引法が2020年5月1日に施行

- ▶ 同法施行により、「電子記録移転権利」という概念を導入し、改正金融商品取引法の適用対象となる、収益分配を受ける権利が付与されたトークンの範囲を明確化
  - セキュリティトークンは、原則、第一項有価証券(株式、国債、社債等)となる旨を定義して、第一種金融商品取引業者\*1のみが取り扱うことができることとした
  - 流動性その他の事情を勘案して、比較的緩やかな規制が適用される 第二項有価証券(信託受益権、合同会社の社員権、集団投資ス キーム持ち分等)としての取扱いを許容し、第一種金融商品取引業 者・第二種金融商品取引業者\*1双方が取り扱うことができることとした

#### 開示規制の適用内容

勧誘対象の 有価証券

開示規制の内容\*

#### 【公墓】

第一項有価証券 (株式、国債、社債等)

- a. 有価証券届出書の提出
- b. 月論見書の作成
- c. 有価証券報告書等の継続開示

#### 【私募】

a. 告知書の交付 (転売制限)

#### 背景

概要

- ▶ セキュリティトークンの法的定義及びそれに紐づく取扱い・規制が明確化されていなかったため、以下のような問題点が指摘されていた\*2
  - 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、現状では規制対象外
  - 投機対象化することが懸念される
  - 企業等がブロックチェーン技術等を用いて電子的にトークンを発行して、 投資家から資金を調達する行為(STO, ICO)において、詐欺またはず さんな計画に基づく事案の増加、流出リスクが懸念される

#### 第二項有価証券

(信託受益権、合同会社の社員権、集団投資スキーム持ち分等)

#### 【有価証券投資ファンド】

第1項有価証券の公募または私募と同様の内容

#### 【事業性ファンド】

特に無し

\*発行額1億円未満の場合は開示免除

<sup>\*1</sup> 第一種金融商品取引業:有価証券の売買(みなし有価証券を除く)、店頭デリバティブ取引等、引受業務、私設取引システムの運営、有価証券等管理業務などを指し、主に証券会社などが営んでいる。

第二種金融商品取引業:集団投資スキーム等の自己募集、みなし有価証券の売買等、市場デリバティブ取引(有価証券を除く)などを指し、主に自己募集のファンドなどが営んでいる。 (参考:野村證券,金融商品取引業 | 証券用語解説集,2021年6月18日閲覧)

<sup>\*2</sup> 金融庁, 暗号資産(仮想通貨)に関連する制度整備について, 2021年4月7日

# 資産運用 2.NISA(少額投資非課税制度(日本版ISA))の改正

- ▶ NISAとは、2014年1月に導入された個人投資家のための税制優遇制度で、「家計の安定的な資産形成の支援」と「成長資金の供給」を目的としている
- ▶ 現行の一般NISAは、投資可能期間が2023年までと定められているため、2024年からは「NISA口座(非課税口座)」内で、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で、制度の見直しと延長が決定している

### 概要

- ▶ 「NISA(日本版ISA)」は、2014年1月にスタートした、 少額からの投資を行う方のための非課税制度
- ▶ 通常、金融商品に投資をした場合、売却益や配当に対して約20%の税金がかかるが、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる\*1
- ▶ 現行の一般NISAは、投資可能期間が2023年までと 定められている。2024年から5年間は、1階の積み立て を行っている場合には、2階の別枠の非課税投資を可能 とする、以下の2階建て制度に見直しをする\*2
  - 1階部分:積立・分散投資に適した一定の公募株 式投資信託等を対象とした年20万円の積み立て投 資枠
  - 2階部分:上場株式・公募株式投資信託等を対象 とした年102万円の自由な投資枠

#### 背景

▶ 「家計の安定的な資産形成の支援」と「成長資金の供給」を促す観点から、少額からの積立・分散投資を促進することを目的とする

#### 現行のNISA制度\*1

	一般NISA	つみたてNISA
利用できる方	日本にお住まいの20歳以上の方 (口座を開設する年の1月1日現在)	
非課税対象	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益	一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益
口座開設可能数	1人1口座	
非課税投資枠	新規投資額で毎年120 万円が上限(非課税投 資枠は最大600万円)	新規投資額で毎年40万円 が上限(非課税投資枠は 20年間で最大800万円)
非課税期間	最長5年間	最長20年間
投資可能期間	2014年~2023年	2018年~2037年
投資対象商品	株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託

※NISA制度を利用する場合は、「一般NISA」または「つみたてNISA」の どちらか一方を選択

<sup>\*1</sup> 金融庁, NISAとは?, 2021年6月13日閲覧

<sup>\*2</sup> 金融庁, 令和 2 年度税制改正について, 2019年12月

## 保険 1.健康増進型保険の供給拡大

- ▶ 健康増進型保険は、保険契約後の健康状態や健康増進への取組みによって保険料の割引や還付金などがある保険である。
- ▶ 近年、生命保険各社においては、健康増進型保険商品の開発や販売を強化している。

### 概要

- ▶ 日本での健康増進型保険は、健康診断結果または運動習慣により割引などがある保険商品が中心になっている\*1
- ▶ 近年、健康増進型保険に力を入れる生命保険会社は増えている
  - ▶ 2018年7月に発売されたB社の商品は2020年9月末時点での 保有契約件数は約88万件である。健康状態や検診結果、運動 状況などをスマホ、パソコンで申告すると、健康増進活動の取組状 況に応じてポイントが付与され、獲得ポイントで保険料が変動 (30%引き~10%増し) する仕組みとなっている
  - ▶ C社は、社員の健康診断の結果を基に保険料を算出する企業向け保険商品を開発した。データを扱うD社と組み、同社に依頼して全社員の健康診断の数値を統計化する。保険料は社員数500人の場合で、最大1割安くなる

#### 背景

- ▶ 労働人口の減少により、生命保険の保有契約高が年々減少している
- ▶ 保険料収入の拡大と同時に、保険金支払い額を抑えるために、生命保険会社は保険金を受け取る可能性が低い健康な加入者をより多く囲い込みたい。顧客の情報をビッグデータとして分析し、1日の歩数や運動習慣と病気の発症率との相関性が判明すれば、保険の引き受けや査定を今よりも高度化できる

#### 生保各社は健康増進型保険を強化している

会社名	概要
A社	25年度までに原則全商品を健康増進型に 切り替え
B社	健康増進型保険を拡大し、主力商品の付帯率は約6割に
Frich株式会社 (2019年度東京金 融賞受賞企業)	企業向け商品で社員の健康データを分析し て保険料を割り引く団体保険を発売
株式会社 justInCase (2018年度東京金 融賞受賞企業)	歩数と体重に応じて保険料を設定する医療 保険を開発

## 保険 2.テレマティクス保険の供給拡大

▶ 2017年以降日本の損害保険会社からはテレマティクス保険\*¹の供給を拡大しているが、自動車保険全体の市場に対して、まだ規模は大きくない

#### 概要

- ▶ 2017年から日本の大手保険会社がテレマティクス保険の取扱を開始し、車載型デバイスを活用することで、契約者の運転行動に基づいた保険料割引プログラムをリリース。また、2020年よりモバイルアプリに対応した保険商品の取扱も開始している。
- ▶ 世界の自動車保険市場規模は約76.8兆円のうち、日本の自動車保険市場規模は5.3兆円(2019)\*²。損保各社によるテレマティクス保険の供給拡大は進んでいるが、日本の自動車保険の市場に対してまだ十分に浸透していない

#### 背景

- ▶ テレマティクス保険は、欧米諸国において普及しつつあるが、日本では事故の有無に応じて「適用される等級・保険料」が変わる等級制度が確立されているため、これまで積極的な商品開発は行われてこなかった
- ▶ 安全運転の実績を持ちながらも、初めて自動車保険に加入する場合は、保険料が高額になるケースが多い
- ▶ しかし、昨今のデジタル技術の革新や、2014年の国土 交通省での検討会などを受け、日本においてもテレマティクス技術の効果的な活用方法の研究が進んでいる
- ▶ また、近年では、自動車を所有せず、必要な場合にレンタカーやカーシェアリングなどを利用するユーザーが若年層を中心に拡大している

### 損保各社はテレマティクス保険の取り扱いを開始している

会社名	開始 時期	概要	取扱件数	デバイス
A社	2020年	<ul> <li>スマートフォン専用アプリを用いて運転特性データを計測。A社が保有する事故データをもとに作成された予測モデルにより事故リスクを算出する仕組み</li> <li>事故リスクが低いドライバーに保険料の最大30%をキャッシュバックする</li> </ul>	N/A ※新規サー ビスのため	モバイルアプリ /車載型デバ イス
B社	2018年	<ul> <li>自動車メーカーD社のコネクテッド カーから走行データを取得し、毎月 の走行距離や運転手の特性(速度超過・急アクセル・急ブレーキなど)に応じて、保険料割引を適用</li> <li>事故対応の際に事故時の運転軌跡や運転挙動などの走行データを活用することで、保険会社は正確かつ客観的な査定が可能となり、被保険者は保険金請求手続きの負担が軽減される(2020年よりサービスに追加)</li> </ul>	25,000件 (2019年 11月時 点)	車載型デバイ ス
C社	2017年	<ul><li>端末が強い衝撃を検知した際に自動で事故受け付けを行い、状況に応じ消防などへの連絡を行う</li><li>ドライブレコーダーからデータを受信後、AIが事故状況や事故当時者間の責任割合を解析</li></ul>	180,000 台 (2018年 11月時 点)	<b>車載型デバイ</b> ス

<sup>\*1</sup>テレマティクス保険とは、テレマティクスを利用して、走行距離や運転特性といった運転者事の運転情報を取得・分析し、その情報を基に保険料を算定する自動車保険である。テレマティクスとは、 自動車などの移動体に通信システムを組み合わせて、リアルタイムに情報サービスを提供すること

<sup>\*2</sup>日本損害保険協会,日本の損害保険ーファクトブック2020

### 融資 1.ソーシャルレンディングの拡大とトラブル

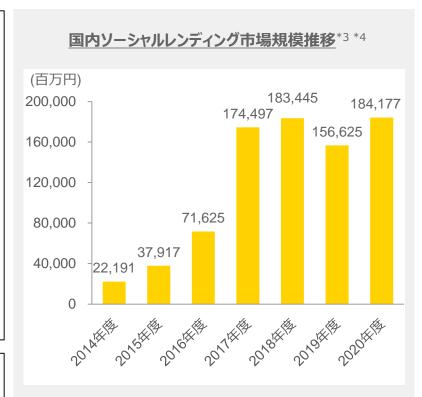
▶ ソーシャルレンディングは、高い利回りを背景に市場規模が拡大しているが、一部の事業者においてインターネット上の募集画面で投資者に対して虚偽の表示や誤解を与える表示を行っていたほか、投資者保護上の問題が認められたことから、金融庁はそれら業者に対する行政処分や、投資家に対する注意喚起を行っている

#### 概要

- ▶ ソーシャルレンディングは、高い利回りを背景に、市場規模が拡大している
- ▶ 一方、投資者保護上の問題が認められたことから、金融庁ではソーシャルレンディングの仲介を行う一部の業者に対する登録取消しや業務停止命令などの行政処分を行っている\*1
- ▶ また、金融庁では投資者に対し、ソーシャルレンディングに関する以下の内容の注意喚起を行っている\*1
  - 第二種金融商品取引業の登録を受けていない業者の募集等は、詐欺的な商法である可能性が高い
    - (ソーシャルレンディング事業者は、投資家から見て金融商品取引法の規制対象であるファンド持分の募集又は私募の取扱い等の事業者に該当するため、第二種金融商品取引業の登録を受ける必要がある)
  - 登録業者であっても、その業者の信用力を見極め、取引内容を十分に 理解したうえで投資判断をする
  - 投資者に開示されている情報・利回りの高さに応じた投資リスクを踏まえて投資判断をする

#### 背黒

- ▶ 東証一部上場企業の配当利回り(2020年6月~2021年5月の月次の 単純平均利回りは1.72~2.08% \*2)と比較して、ソーシャルレンディング の利回りに魅力を感じる投資者がいたため、市場規模が拡大した
- ▶ 金融庁による行政処分・注意喚起が行われている背景として、募集事業者に起因する以下に挙げるような問題が発生していることが挙げられる\*1
  - 投資者に対して虚偽の表示や誤解を与える表示を行っている
  - 資金の使途が投資家に説明した内容と異なっている
  - 投資先企業の事業実態の確認や資金使途を把握するための管理態 勢を構築していない
- \*1 金融庁, ソーシャルレンディングへの投資にあたってご注意ください, 2021年6月18日閲覧
- \*2 日本取引所グループ, その他統計資料, 2021年6月18日閲覧
- \*3 矢野経済研究所, 2018年版 国内クラウドファンディングの市場動向, 2018年11月6日
- \*4 矢野経済研究所, 21年版 国内クラウドファンディングの市場動向, 2021年5月28日



※2014年度と2015年度のデータは、矢野経済研究所の「2018年版 国内クラウドファンディングの市場動向」から、以降のデータは「2021年版 国内クラウドファンディングの市場動向」から取得。

# 融資 2. AIスコアリングを活用した金融商品の供給拡大

▶ メガバンクと大手地銀等におけるAI審査による与信管理を活用した融資制度や、一部の金融機関及び非金融事業者による個人向けのAIスコアリングサービスが提供されている

#### 概要

- ▶ メガバンクと大手地銀等においては、法人顧客向けに、AIを使って入出金データなどに基づいて与信判断を行い、融資取引を行うサービス等が展開されている。かつてはクラウド会計ソフトの関連企業がAIによるオンライン融資を行ったが、現時点ではサービス停止している
- ► 一部の金融機関及び非金融事業者は、顧客ごとの収入状況や行動・ライフスタイルなどのデータをAI技術を活用してスコア化し、それを基に顧客ごとに合う条件でレンディングを提供するなど、個人向けのAIスコアリングサービスの供給を強化している

#### 背景

- ▶ 与信業務は歴史的に情報収集を行い、与信モデルを構築し、そこから算出されるスコアを用いて、最終的に人による判断でなされてきた。金融機関において業務効率化の視点でFintechの利用促進などが進められている状況にあり、銀行のコア業務である与信業務もその対象となっている
- ▶ 多種多様な個人情報が取得可能な事業者が、多様化する消費者の金融ニーズや与信に対応するために、情報を加工して提供する情報銀行の事業化が進んでいる

#### 個人向けのAIスコアリングサービス\*1

会社名	開始時 期	概要
A社	2017年 9月	<ul> <li>年齢・性別等の属性上、仕事、生活、住まい、他社での借り入れ状況の他、性格やライフスタイルなどの情報に基づき、AIにより個人をスコアリング</li> <li>上記のスコアリング結果に基づき、個人向け融資サービスやメンバー向けリワードサービスを提供</li> <li>2019年11月時点でスコア取得者が100万人を突破</li> </ul>
B社	2018年 4月	<ul> <li>グループ各社の顧客統計データやウェブ上のオープンデータなどを活用し、機械学習を用いた独自のAIを開発し、個人の金融商品・金融サービスの購買ニーズや延滞・貸し倒れリスクなどを予測・算出するサービスを提供</li> </ul>
C社	2019年 8月	<ul> <li>自社回線利用者向けの融資サービスDの中で、同社のビッグデータを活用したスコアリングサービスを提供。</li> <li>自社の幅広いビジネス展開によって得られた各種サービスの利用状況等のビッグデータを解析し、自動的に算出したユーザごとの信用スコアを金融機関の審査に活用する仕組み</li> </ul>

# その他(金融サービス全般) 1.金融サービス仲介業の創設

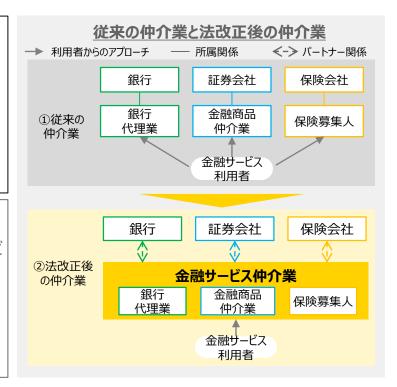
▶ 2020年6月、複数業種(銀行・証券・保険)のサービスをワンストップで提供可能とする仲介業者の創設に関連する法改正\*¹が成立(2021年秋から2022年春に施行予定)

#### 概要

- ▶「金融サービス仲介業」の創設 1 つの登録(資格)により「複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者を指す
- ▶ 金融サービス仲介業が提供可能と見込まれる商品・サービス

	銀行	証券	保険
取扱可能	普通預金、住宅ローン	国債、上場株、投資信託	傷害、旅行、ゴルフ
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ	変額、外貨建

- ▶ 業態ごとにライセンスを取得する必要があったため、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで利用者に提供する仲介業者は限定的だった (2020年3月時点で5社)
- ★ 金融サービス利用者が様々な金融サービスの中から自身により適したものを選択し 難く、利便性は不足



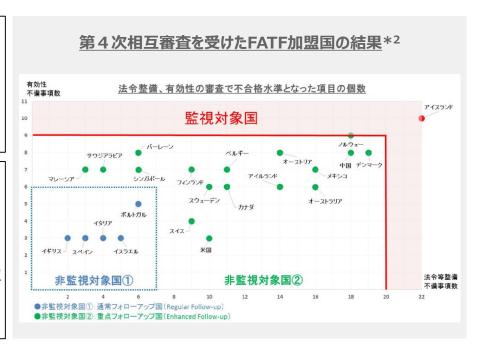
# その他(金融サービス全般) 2.FATFによる第4次対日相互審査

- ▶ 2021年8月頃、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するFATF\*1(Financial Action Task Force on Money Laundering: 金融活動作業部会)が第4次対日相互審査の結果を公表予定
- ► 審査結果によって、金融機関や暗号資産交換業者などの事業者における取引時確認や顧客管理措置が更なる高度化が求められる可能性あり

概要

- ▶ 2021年8月頃、FATFが第4次対日相互審査の結果を公表予定 (2019年10~11月にオンサイトでの審査を実施済)
- ▶ FATFによる第4次審査は、FATF加盟国23ヶ国に対して実施\*2するも、FATFの基準を充足していると評価された通常フォローアップ国は5社のみと非常に厳しい評価が続いている

- ▶ 2008年の第3次対日相互審査では、日本は49項目中25項目 で要改善との評価を受け、法整備を実施
  - テロ資金提供処罰法・犯罪収益移転防止法などのマネー・ローンダリング対策関連法令を改正\*2
  - 上記法改正により、金融機関をはじめとする事業者に対して、取引時確認の徹底や継続的顧客管理措置などの対応を義務付け



<sup>\*1</sup> FATF, FATFホームページ, 2021年5月10日閲覧

<sup>\*2</sup> 財務省, 金融活動作業部会について, 2019年6月14日

# その他(金融サービス全般) 3.保険会社及び銀行による他業種への出資規制の緩和

▶ 保険業法及び銀行法の改正により、保険会社及び銀行による、他業種への出資規制の緩和が続いている。

#### 概要

- ▶ 2020年4月の改正保険業法の施行により、保険会社から、保険業に関連するIT企業等に対して、最大で議決権100%出資が可能となった\*1
- ▶ 2021年5月の改正銀行法の成立により、銀行から、投資専門会社を通じたベンチャービジネス会社、事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業者等への出資規制が緩和されることとなった。これにより、銀行から地域活性化事業者に対しては、最大で議決権100%出資が可能となった\*2
  - 信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても、同趣旨の改正を各々の特性や制度に応じて行う

- ▶ 金融庁主催の金融審議会では、2019年1月に、情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方について、以下の趣旨の報告を発表している\*3
  - 業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等についても、社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当
  - 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等について、さしあたりは、保有する情報を第三者に提供する業務であって本業に何らかの形で関連するものを営むことを認めることが適当
  - また、銀行、第一種金融商品取引業者等と異なり、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能な子会社の保有が認められていない保険会社について、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点からも、銀行業高度化等会社(情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する(と見込まれる)業務を営む会社)に相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当
- ▶ 金融庁主催の金融審議会では、2020年12月に、ベンチャービジネス会社への出資規制について、以下の趣旨の報告を発表している\*4
  - 銀行・銀行グループが出資可能なベンチャービジネス会社については、非上場であることや設立などから一定期間を経過していないことに加え、 常勤研究者の人数などに関する数値基準を満たすことが要件とされている
  - これについて、銀行・銀行グループによる出資を通じ、様々な業態における新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、ベンチャービジネス会社に係る要件を緩和することが考えられる

- \*1 金融庁, 第198回国会における金融庁関連法律案, 2021年6月18日閲覧
- \*2 金融庁, 第204回国会における金融庁関連法律案, 2021年6月18日閲覧
- \*3 金融庁, 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告の概要, 2019年1月16日
- \*4金融庁、金融審議会銀行制度等ワーキング・グループの報告書の公表について、2020年12月22日

# その他(金融サービス全般) 4.「規制のサンドボックス制度」創設

- ▶ 日本政府は、2018年に規制のサンドボックス制度を導入し、革新的な技術やビジネスモデルの実用化を促進している
- ▶ 金融分野では、当該制度を活用した暗号資産取引やP2P保険等に関する実証実験が行われており、規制改革が推進されている

#### 概要

- ▶ 日本政府は、2018年6月の生産性向上特別措置法の施行により、「規制のサンドボックス制度」を創設し、Fintech、ヘルスケア、モビリティなど、様々な産業分野に関連するプロジェクトで革新的な技術やビジネスモデルの実用化を促進している
- ▶ 本制度は、新たな技術の実用化や新たなビジネスモデルの実施が、現行 規制との関係で困難である場合に、規制官庁の認定を受けた実証を行い、 実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度である\*1
- ▶ 金融分野でも、当該制度を活用した暗号資産取引やP2P保険等に関する実証実験を開始している\*2

#### 背景

- ▶ 本制度導入前は、規制当局は規制改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができず、事業者は規制の存在のために試行錯誤できず、規制改革に必要なデータを取得できないという課題を抱えていた\*3
- ▶ 本制度導入により、国際的な競争優位を確保しつつ持続的な経済成長を図っていくためには、革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させることを目的としている\*3

### 「規制のサンドボックス制度」による 金融分野での実証実験の例\*2

申請者名	実証計画の概要	認定日
A社	仮想通貨交換業者間で即時に暗号資産の 売買を実現できる取 引環境の構築	平成31年1月18日
株式会社justInCase (東京金融賞2018 受賞企業)	保険料を事後的に徴 収する保険の実現	令和元年7月5日
Frich株式会社 (東京金融賞2019	個人間においてSNS 等の少人数グループ 内で共通するリスク に備える保険の提供	令和2年3月13日
受賞企業)	を可能にするシステムの構築	令和3年4月2日 (実証計画の変更)

<sup>\*1</sup> 首相官邸, 規制のサンドボックス制度, 2021年6月16日閲覧

<sup>\*2</sup> 金融庁, 規制のサンドボックス制度」について, 2021年6月16日閲覧

<sup>\*3.</sup>首相官邸, 技術等実証制度 (プロジェクト型サンドボックス) について, 2021年6月16日閲覧